平成24年１月31日

各　　位

上場会社名　株式会社明豊エンタープライズ
代表者名　代表取締役社長　梅木篤郎
（ＪＡＳＤＡＱ コード ８９２７）
問合わせ先　取締役執行役員管理部長　安田俊治
（電話番号 03－5768－6573）

株式会社大阪証券取引所による当社の再建計画の認定及び当社株式上場時価総額審査の開始に関するお知らせ

当社は、本日付で公表いたしました「事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 24 年１月 31 日(本日)開催の第３回債権者会議において、当社の債務の一部免除等の金融支援を含む事業再生計画(以下、「本事業再生計画」といいます。)について対象債権者たるお取引先金融機関の皆様から同意をいただき、事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしました。

また、当社は、本事業再生計画における債務免除額が最近事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、平成 24 年１月 31 日(本日)付「「株式会社明豊エンタープライズ 事業再生計画」の株式会社大阪証券取引所への提出について」に記載のとおり、株式会社大阪証券取引所の定める「ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程」第 50 条第１項に規定する再建計画等の審査に係る申請を行い、同日付で本事業再生計画については、同規程第 47 条第１項第７号(破産手続、再生手続又は更生手続)後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」であるとの認定をいただきました。

本事業再生計画に係る認定をいただいたことを受け、今後、当社株式は同規程に基づき、上場時価総額に関して１ヶ月間(平成24年２月１日～平成24年２月29日)の平均上場時価総額及び当該１ヶ月間の最終日(平成 24 年２月 29 日)の上場時価総額のいずれもが５億円以上となった場合に上場維持されることになります。

また、上場時価総額に関して１ヶ月間(平成 24 年２月１日～平成 24 年２月 29 日)の平均上場時価総額又は当該１ヶ月間の最終日(平成 24 年２月 29 日)の上場時価総額が５億円以上とならない場合は、当社株式は上場廃止となりますのでお知らせいたします。

以　上